

議員提出議案第1号

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月19日提出

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 岩田弘彦

和歌山県議会議長 濱口太史様

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議時間及び号鈴) 第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(開票及び投票の効力) 第30条 略 2・3 略 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(資格決定の通知) 第100条 <u>法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第18章 補則</p> <p>(電子情報処理組織による通知等) 第121条の2 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>3 <u>前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受</u></p>	<p>(会議時間及び号鈴) 第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。<u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要と認めて会議に宣告することにより、これを繰り上げ、又は延長することができる。</u></p> <p>2 <u>会議時間の繰り上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</u></p> <p>3 略</p> <p>(開票及び投票の効力) 第30条 略 2・3 略</p> <p>第100条 削除</p> <p>第18章 補則</p>

ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第83条第1項、第84条及び第117条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第121条の3 この規則の規定（第27条第1項（第78条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第122条 略

第122条 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（理由）

議会等に対して行われる通知及び議会等が行う通知を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするとともに、議会等が行う文書等の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、所要の改正を行うため、この規則案を提出するものであります。